

平成30年度第12回南関町農業委員会会議録

平成31年3月8日(金)
午前9時30分開会
南関町公民館視聴覚室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 6番 山本精武君
 - 7番 荒木茂君
5. 議 事
 - 第42号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第43号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第44号議案 農地利用集積計画の承認について
 - 第45号議案 非農地通知について
 - 第46号議案 空き家に付属した農地の下限面積設定について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松村 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

事務局長 東田 彰夫 君

書記 上田 賢 君

平成30年度第12回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 時間がまいりましたので、ただいまから平成30年度の第12回農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（東田 彰夫君） 本日はですね、委員の皆様、全員出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を5番、原委員さん、よろしくをお願いします。

○6番（山本 精武君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） はい、ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたりまして、会長より挨拶をお願いします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） 改めてまして、おはようございます。

いよいよ最後の総会となりました。皆さん方にはですね、3年間大変ご苦労をおかけいたしました。まだまだですね、やり残しておるところも多かろうと思っておりますがですね、また残られる農業委員さん、卒業される農業委員さん、特に卒業される農業委員さんにおかれましてもですね、今後、南関町の農業の発展のためにですね、頑張ってくださいと思います。3年間どうもお世話になりました。

特にですね、不徳の会長でございました私をお助けいただきまして、ありがとうございました。今後ともよろしく願いしときます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行は、松村会長にお願いしたいと思います。

なお、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いします。

それでは、会長、お願いします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、これより議事に入ります。

まず、議事録署名人を指名いたします。今回は、議事録署名人として、6番、山本委員、7番、荒木委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、審議に入ります。

第42号議案、「農地法3条1項の規定に基づく許可申請」を議題といたします。
事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第42号議案、農地法3条第1項の規定による農地の所有権移転の許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成31年2月20日、申請番号205号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

2番から4番は同一の申請となります。受付日、平成31年2月25日、申請番号209号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。第42号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく、所有権移転許可申請2件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員様よりの補足説明をお願いいたします。

まず、10番、竹島委員、お願いいたします。

○10番（竹島 久利君） 10番の竹島です。28日の日に事務局と現地を調査いたしました。写真を見てもらうとわかりますように、右下大きい建物が下坂下の○○○です。その前の道路を挟んで、県道を挟んで反対側の三角みたいな格好をしているところが申請地でございます。

現在は、県道3号の歩道設置工事が行われており、その現地は表土をめくっておりますが、3月いっぱいの工期で工事が終わるそうです。それから表土をかえして元の田んぼに戻すということで、申請人は田んぼを作る予定でございますので、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございます。

続きまして、4番、矢野委員、お願いいたします。

○4番（矢野 房幸君） 4番、矢野です。3月1日、事務局と島崎推進委員と、朝、午前に現地確認にまいりました。現地はですね、地図の2枚目を見てもらうとわかりますように、南関町の関下交差点より○○○のほうに行くところからですね、途

中から〇〇〇と〇〇〇のほうに行く、右折すれば新道ができております。その坂を下ったところから左に行って、突き当たりを、ちょうど坂を下ってしまうとしゃがなその谷になりますけど、そこの突き当たったところを下ってしまうとしゃが、三叉路を左に曲がったところの、どのくらいですかね、5、60m、100mあるなしぐらいのところの左側になるですかね。

現地は今、一応管理してあって、別に異常ないと思います。ただですね、この圃場の北東側になりますかね、場所としては、真横はですね、かなり断崖絶壁というとなんばってんが、ちょっと上が建設会社のなんか土場のごた感じになっとつですもんね。土砂の、土砂がちょっといっぱい出とるけんですね、形状が広いけんが、大雨どんが降ったときが、ちょっと圃場に崩れて流れ込みはせんどかていうところがちょっと心配なところのあつですたいね。審議よろしくをお願いします。

○議長（松村 公正君） はい、ありがとうございました。事務局、委員さんよりの説明が終わりました。

この件につきまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。（はいの声）
はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） 1番、松本です。要するにこれはどの泥捨場になっとつですか。

○事務局（上田 賢君） すみません、事務局から説明させていただきます。

今回の3条申請によると、米を作るということで申請はあがっております。

○議長（松村 公正君） あくまでも農地としての申請です。

○1番（松本 泰典君） ほっでんこの人はあれだんな、業者さんだんな。本当に米ば作る。

○事務局（上田 賢君） という事業計画で申請はあがっております。

○1番（松本 泰典君） まあそれば信用する以外はなかっだろばってん、この人は業者さんですか、土木屋さん。（はいの声） 本当に大丈夫かなあとは思いますが。

○事務局（上田 賢君） 一応今回の申請上ではですね、3条の申請という形で、稲作をするということで事業の計画はあがっております。なので当然そのように、あくまでも書類審査というところに入りますと、そういうふうにするものだというふうに入付をしております。以上です。

○議長（松村 公正君） はい、どうぞ。

○6番（山本 精武君） 山本ですけど、値段もえらい高いけんねえ。この山の中に〇〇万円も出す人が本当におるのかなと思う。

○事務局（上田 賢君） 続きまして事務局です。

金額に関してですね、確かにおっしゃるとおり高いだろうというところで、その金額の高さにちょっと他の目的があるんじゃないかということも考えられるんです

が、県の農業会議のほうに問い合わせをしたところ、あくまで農地の売買に関して、個人間の売買の契約の中にまで入ることはできないということで、その金額が高いからという理由だけでは、ちょっと不許可とか、そういうふうな判断のほうに動くことはできないというお答えでした。

○6番（山本 精武君） そうでしょうけどね、実際あの山の中でね、イノシシが運動するようなところで、何か目的がなければできんかなあと思うんですよね、私個人としては。

○議長（松村 公正君） やっぱり今言われる書類上のことで審査ですもんですけどん、（そうですねの声）書類上それはしますていうと、そらそらごっじゃろばいたてにゃ言われんしですな。だからそれを信用せにやしよんなかわけですよね。

ほかにございませんでしょうか。はいどうぞ、釘崎委員。

○3番（釘崎 眞貴子君） 釘崎です。これ写真を見ると山の中みたいですけども、大きな道路は、車で行けるような道路はあるんですか。

○4番（矢野 房幸君） 一応ですね、圃場の一番上に2枚あつですね、資料の2枚目を見てもらえばわかります。2枚あるところのここまでコンクリート舗装をしてあります。田んぼもきれいに整地して（あそこはねえ、普通軽しか通らんもんねの声）道路でやっぱ何かんとでしてあつとでしようね、全部舗装ですこれは、コンクリート舗装です。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第42号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第42号議案は、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第43号議案、「農地法5条1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第43号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成31年2月20日、申請番号206号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は、太陽光発電設備です。

2番、権利の種類は所有権移転、受付日、平成31年2月25日、申請番号210号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、転用の目的は植林です。事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第43号議案は、農地法第5条1項の規定に基づく転用許可申請2件でございます。現地調査には私が行きましたので、私から補足説明をしたいと思います。

現地はですね、豊永の〇〇〇の下のほうでございまして、この辺りはですね、3枚目の地図を見ていただくとわかりますように、下のほうはですね、井手係ということですね、耕作されておりますが、上のほうはですね、堤係ということでほとんどですね、自己保全田ん中だけでございます。そういう中でですね、西のほうですかね、西のほうはここも田ん中でございますが、もうセイタカアワダチがですね、いっぱい茂ってですね、手入れされていないような田んぼでございまして、太陽光発電に関しましてもですね、何ら影響ないかなあというところでございます。

次の議案はですね、ページが次になりますが、すぐ上のほうのですね、畑地でございまして、現在ですね、30年超えとつですね、40年ぐらいの杉がですね、植林してある土地でございましてですね、おそらくもう復元できない、山林にしなければできないだろうということに感じました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいま事務局、委員の説明が終わりました。何かご意見、ご説明ございませんでしょうか。（はいの声）はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） この2番のこれは売買ですか。

○事務局（上田 賢君） はい、売買です。

○1番（松本 泰典君） この、この人は1,300㎡になつとる、よかつか。

○事務局（上田 賢君） 植林だけん、転用だけん。

○1番（松本 泰典君） 転用だけんよかと。普通の通常売買じゃなかつか。・・・の場合はよかつね。

○事務局（上田 賢君） 転用だったら農地が下限面積が関係ないです。

○1番（松本 泰典君） こら転用になつと。

○議長（松村 公正君） どうもここも以前からの売買のできとつた、登記ができたらんごたつところすもんね。

○1番（松本 泰典君） 今から太陽光作つてもうかると。

○事務局（上田 賢君） それに関してはパネル代が安うなつとるけんが、業者さんに聞くとまだなんか結局とんとんぐらいというか、前と変わらんぐらいという話はちょっとお聞きしました。今回の業者さんじゃないんですけど。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんでしょうか。

（ありませんの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第43号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第43号議案は、原案のとおり許可相当であると意見決定いたします。

続きまして、第44号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。第44号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権等の種類は所有権、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、面積は1,953㎡、中間管理機構の特例事業による売買となります。

2番から9番は同一の申請となります。利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、期間は5年、面積は7,903㎡、親子による貸し借りとなります。

10番から12番は同一の申請となります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおり、期間は5年、面積は3,176㎡です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。ございませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第44号議案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第44号議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、第45号議案、「非農地通知について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） こちらの資料をご覧ください。第45号議案、非農地化についてご説明いたします。

提案理由は別添の農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するかを本会

において審査を求めるものであります。なお、本会の審査の結果、非農地に該当すると判断した場合には、所有者に対し非農地通知書を、県・法務局等の関係機関に対し非農地通知一覧表を送付するものであります。今回審査を求めますのは、別紙資料で提出している125筆でございます。

内容をご説明いたします。非農地一覧表をご覧ください。

現況の状況については記載のとおりです。また、現在写真を回覧をさせていただいておりますので、そちらもご覧いただければと思います。

一覧表のうち理由番号が1番については、竹や雑木等により農地への復元が困難なものであり、筆数が114筆です。面積が260,544㎡となっております。

また、理由番号が2番のものについては、周辺を農地、山林に囲まれておったり、進入路がなくなったりと、農地への復元が困難で、かつ農地として継続的な活用が困難な農地であり、筆数が11筆、面積が10,170㎡となっております。

以上のことから、農地に該当しないとすることが適当であると判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(雑談)

○事務局(上田 賢君) なので、やがて賢木・大原のほうからこういうふうに行くという流れなので地区が多くなるという形になりました。

○1番(松本 泰典君) おい、1人、地権者は1人。

○事務局(上田 賢君) いや、共有名義のところもあります。

○1番(松本 泰典君) ああ何人かおんなと。

○事務局(上田 賢君) ところもあるし、個人の名前のやつもあります。

(雑談)

○事務局(上田 賢君) ちなみの、今回の分でやっと利用状況調査のときの復元不可能という、B分類で出していた分の1割が終わりました。(1割の声) はい、面積で1割です。(何年かかっですかの声) ええとですね、正直今年1割するのに私、大分ちょっと無理したので、これ全部終わらせようと思うとあと十何年はかかると思います。(その間増えてくるけんねの声) (頑張ってくださいの声) (ここにおる人はほとんどおらんじゃなかの声) (いやおらんおらんの声) そうですね、半分ぐらいになつとるかんしれん。(いや半分もおらんよ十何年経つたら声) (ほとんど亡くなつとる声) ちゃんと松本さんの棺にはB分類終わりましたよというとば入れますけん。

○議長(松村 公正君) そすと後継ぎがおらんとが多かけん、また畑てろん何てろん出てくるし、畑でんなんではよ基盤整備ばしてもらわにやでけんあほんなこて。

- 副会長（竹島 久利君） 畑ばせにゃんたい。借り手がなかもんじゃけんなあ大体。
- 1番（松本 泰典君） これば手続きしてまた元に戻す、できるとかな。
- 事務局（上田 賢君） 元に戻してもらうことはできます。当然今、荒れて、もう農地への復元が通常の農業機械というか、あれではできないところ、例えば重機をぶっ込んだりして農地への復元がされた場合にはですね、もう一回農家台帳に記載することは可能です。ただ現況では農地としての利用はできないというところで非農地と判断という形になります。

（雑談）

- 5番（原 靖君） 畑から抜けたら山、山ですか、何で登記、地目は。
- 事務局（上田 賢君） 今回の分はほとんど山林になると思います。（山林の声）はい。基本山林か原野という扱いになるところばかりですね。
- 5番（原 靖君） それは法務局に行くときは何か書類が要るとね。
- 事務局（上田 賢君） 今回の非農地通知を持って登記申請書のほうをしていただくと、地目変更の登記はできるような形になっております。一応手数料は、地目変更登記のときにはかからないと伺っております。
- 5番（原 靖君） それはこの所有者のところには全部郵送かなんかで行くわけ。
- 事務局（上田 賢君） 所有者または相続人の方に。
- 5番（原 靖君） ああ相続人に。
- 議長（松村 公正君） 法務局も任せると言わすばいな、行くなら。
- 事務局（上田 賢君） そうですね、法務局も仕事が増えらすごたっけんですね。
- 議長（松村 公正君） 南関町ばかつじゃなかけんな、よそもありよつとやけん。
- 5番（原 靖君） ああそうそう、玉名広域だけけんですね。
- 議長（松村 公正君） 三加和あたりはみかん山あたりも近ごろは竹山になって、それが大ごつして、あればもらいよるもんな、中山間ば。（ああそうですね、みかん山でもらいよらすごたっですの声）そるけんていうて大ごつしよらすごた。やっぱ年寄ってきてですね。

見てもろたでっしょか。見てしもたですか。（あ、すみませんの声）しっかり見てください。特に南関の人は。

- 4番（矢野 房幸君） しかしこれで見つとしゃが、昔はやっぱり全部畑で、やっぱり畑がメインになつとるごたっばってんですよ、ほとんどもう山林ですね。山林、竹山。
- 議長（松村 公正君） 孟宗の入りだしたなら速かもん。（速かですもんねの声）もう杉山でんなんでん食いたくらるっどがいた、杉ば。上からこうこうしてからもう。

（雑談）

○議長（松村 公正君） 何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。非農地化に関するものでございます。まだ10年ぐらいかかるそうでございますので。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第45号議案について、非農地化に判断することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第45号議案は、非農地化に判断することに決定いたします。

続きまして、追加提案がございます。第46号議案、「空き家に付属した農地の下限面積の設定について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明を申し上げます。

第46号議案、空き家に付属した農地の下限面積の設定についてをご説明いたします。資料はこちらの資料をご覧ください。

現在、南関町農業委員会では、3条の下限面積を30a、3反に設定をしておりますが、人口減少、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地が増加する中で、他市町村等からの定住促進に伴う新規就農及び遊休農地の発生未然防止を促し、農地の保全及び有効利用を図るため、南関町空き家バンク制度に登録された空き家に付属した農地について、農地法施行規則第17条第2項を適用し、下限面積を1aに定めるものです。また、指定を希望する農地が1a未満の場合にはその面積となります。

この下限面積を適用する農地は、所有者からの申請により、農業委員会が総会で1筆ごとに指定することになります。

また、農地法3条の申請時の添付書類として、空き家の売買契約書の写し、5年以上継続して耕作する旨の誓約書、農地利用計画書の提出を求めます。

なお、空き家を取得したものが3条許可を得た場合には、今回の下限面積から除外するという部分の適用農地の指定を解除いたします。説明は以上です。

そして、一応事務手続きの案として、2枚目の空き家に付属する農地の区分についてという、こちらのフローチャート図をご覧くださいと思います。

まず、ご本人さんがですね、空き家と一緒に農地を名義人が同一ということでお持ちであるかということがまずスタートになります。そして、その農地を空き家と一緒に処分したいという場合に、今回の下限面積の設定を適用することになります。一応遊休農地である場合を想定しておりますが、もしくは所有者の方がですね、不在地主とかである場合、当然耕作する人がいなくなるという場合にも今回の付属農

地として適用させたいと考えております。そして、その現地確認後にですね、指定の見込みがある場合に、空き家の登録者に対して申請書をお渡しして、25日が締切であることをご説明します。

そして、その後農業委員会と委員さんで現地を確認し、今回のように農業委員会の総会のほうで承認を得たうえで公示を行います。公示後、空き家登録者と空き家バンクの担当であるまちづくり課にその旨を連絡いたします。そして空き家バンクのホームページに掲載するときに、この空き家に関しては農地がありますよということに掲載いたします。そして、その空き家と、また農地も取得したいなあという場合には、空き家バンクの手続きをしていただいて、その農地の契約書を添付したうえで、農地法の3条申請を農業委員会にさせていただくと。そして、それが許可後許可書を交付して、通常の農地の売買の手続きのほうとかに進んでいただくような流れを想定しております。

一応事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局からの説明が終わりました。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。（よかですかの声）はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） よかですか。今に関連して、空き家にはっきり言うて600㎡付いてるわけですよ、隣接で。（農地がですかの声）農地が、（はいの声）そういう場合はどがんなる。全部、その持ち主さんは全部売りたいと。（家と農地も、はいの声）農地も。

○事務局（上田 賢君） それを、そういった600㎡の分も今回の分では想定、この制度の中の想定に入れております。（よかの声）ただ、当然そこを農地として利用してもらおう。

○1番（松本 泰典君） 農地は、その買う人は持ってないたいね。買えると。

○議長（松村 公正君） そるけんその1a未満、1a以上、3反、今は3反ですたい、それば下限ば引き下げて1a以上の農地でもよかちゅうこっじゃない。

○1番（松本 泰典君） それがな、農振地に入とったいな、その農地が。

○事務局（上田 賢君） すみません、あと一つですね、今回の制度に関してはですね、農地の集団的な利用とかに影響がないところを想定しております。なので農振のところに関してはですね、そういったもので適用させていいかは、農振の担当部局との相談はする必要があるかなあというふうにちょっと今考えたところです。（現地の声）ああそうですね、現地の確認も併せて行ったうえで、というのも今回は当然新規就農を促すとか、小規模農地に関しての当然借りてという方もどんどん減っていったる状況で、また都市部から来られる方に関しては、ちょっとした農地がほし

いというご要望も何件かいただいております。そういったものをご要望にこたえるためというのを、併せて制度設計をするというふうなことを考えております。

ただし、当然農地の今の流れとしても担い手への農地の集積、集約というのがひとつ目標となっておりますが、そういったものの阻害となるような場合には、今回の適用に関してはちょっとすることはできないんじゃないかと。なのでその部分を現地を、ご相談があったときにですね、現地の確認をさせていただいて、そういったところの条件をクリアした場合には適用するというふうに進めていくのがいいんじゃないかと考えております。

- 1番（松本 泰典君） なら個人的にその買い取りもできるわけ。
- 事務局（上田 賢君） 適用された場合には売買または賃借という形になります。
- 1番（松本 泰典君） 賃借じゃなくて売買。
- 事務局（上田 賢君） 売買も想定はしてます、今回の制度で。
- 1番（松本 泰典君） 個人的なことを言ってすみません。
- 議長（松村 公正君） その空き家バンクに登録してもらわんといかんちゅうこつだろ。
- 事務局（上田 賢君） そうです、前提は空き家バンクに登録してある空き家を登録してあることが条件です。それに登録してある空き家に付属した農地ということ、この空き家に付いてる農地はこれですよという指定をする制度になりますので、単純に空き家をただ何もなくて買っただけ、この農地も買いたいとか言われても、もうそれは制度上できませんよという話になります。また、併せてこの農地だけを買うというのも当然できないという形になります。
- 議長（松村 公正君） だけん業者さんあたりもできんちゅうこつですたいね。
今後空き家もかなり増えて、今増えて、そういうところがですねかなりあって、また私もある人からなんか土地付きの、ちょっとした土地付きの家はなかるかていう相談も受けたっですよ。そるけんまだこれがでけんけんあて。そるけんちゅうこつじゃでけんたいて。3反以上買うちもらうならよかばってんがて。いやそがんな家庭菜園じゃけん要らんでいうてですね、まだちょっと待ってもろとるですが。
- 5番（原 靖君） ならそういう要望のある方は、空き家バンクに登録して、相対で話がつくなら、登録してもらってから購入すれば農地付きで家が買えるということですか。
- 議長（松村 公正君） そらかまわんじゃろけんな。
- 5番（原 靖君） その売りたいという人ももちろんおんなる、買いたいという人もおんなるわけだから。自分で個人的に見つけよんなる人もおんなるわけですからですね。と、農業委員会は通らずにあがっていくんですか。

○議長（松村 公正君） うんねやっぱり農業委員会はおらにやいけません。やっぱりそれは審査、さっき言われる審査してですね、見てもろて審査した中でのやっぱり農地の売買ですけん。

○5番（原 靖君） ああ、農地のほうから見た場合ですね。ただそれが3反以上なくても買えるということになるわけね。

○議長（松村 公正君） ほかに何かございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第46号議案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。異議なしと認め、第46号議案は、原案のとおり承認されました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） 次に、その他の事項、何か事務局よりございますか。

○事務局（上田 賢君） いや特にはございません。

-----○-----

7. 閉会

○副会長（竹島 久利君） 起立。今回で総会も最終となりました。

○議長（松村 公正君） ちょっとすみません、ちょっと。お諮りいたします。

本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（はいの声）

○議長（松村 公正君） すみません、ありがとうございます。異議なしと認め、処理することにいたします。

本日は慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、議長の席を下りさせていただきます。

○副会長（竹島 久利君） 先ほど申しましたように、今回で最終の審議となりました。また20日ほど残しておりますが、この3年間大変御苦労さまでございました。

これをもちまして第12回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午前10時17分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人